

別紙 3

更新日 平成27年 6 月 29 日

平成27年 6 月 日置市教育委員会定例会の結果について

1	日時	平成27年 6 月 24 日（水） 午後 2 時30分から午後 4 時10分まで
2	場所	日置市中央公民館 大会議室（3階） （日置市伊集院町郡一丁目100番地）
3	議題及び審議会の結果概要	<p>1 日置市奨学生選考の採用の決定等について</p> <p>2 日置市ふれあい教室設置要綱の制定について</p> <p>3 日置市放課後等における過ごし方検討委員会設置要綱の制定について</p> <p>4 日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">外 8 件</p> <p>各報告及び議案について、原案のとおり承認及び可決された。</p>
4	出席委員	内村友治、比良信幸、折田智子、中島辰矢、田代宗夫
5	公開・非公開の別	公開
6	傍聴者数	1 人
7	問合せ先	日置市教育委員会教育総務課 電話248-9426（直通）

## 平成 27 年度 日置市教育委員会定例会（6 月）議事録

○日時：平成 27 年 6 月 24 日（水）14 時 30 分～16 時 05 分

○場所：日置市中央公民館 研修室 2、3（3 階）

○出席者

委員：田代教育長、内村委員長、中島委員、折田委員、比良委員、

事務局：宇田 事務局長、松田 教育総務課長、平地 社会教育課長、豊永 学校教育課長、福山 東市来支所教育振興課長、丸田 日吉支所教育振興課長、秋葉 吹上支所教育振興課長、横枕教育総務課長補佐、馬場教育総務係長

### 1 開会

内村委員長：それでは、定例教育委員会を始めたいと思います。

### 2 前回の議事録の承認

内村委員長：前回議事録の承認といたしまして、みなさんからご意見があればよろしくお願いします。

馬場係長：すみません。先にお送りいたしました議事録の修正がございましたので、今から申し上げたいと思います。

5 ページの方をお開きください。下から 3 行目になります。報告第 3 号の後ろから 2 文字目、代任と書いてございますが、こちらの方を代理と修正をお願いします。

それから、最後の行に容認と書いてございますが、これは報告ということでございます。

それから、12 ページの方をご覧ください。

12 ページの上から 8 行目でございます。戦国島津飛翔点の点が展示の展でございます。修正をお願いいたします。

内村委員長：他ございませんか。

私の方から 2 点ほどよろしいでしょうか。

私の言い方が悪かったと思いますが、3ページの下から5行目の、それに向けた向上となっておりますが、それに向けた競技力向上ということで修正をお願いいたします。

それから、字の修正ということで12ページの下から12行目の、田代教育長の発言で、各支所の教育進行の部分を振興に修正をお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(異議なし)

内村委員長：それでは、前回の議事録は承認することといたします。

今月の署名委員が田代教育長と中島委員になっております。印鑑を押していただきますようよろしくお願いいたします。

### ③ 委員及び教育長の報告

内村委員長：それでは、これから委員及び教育長の報告ということで、比良委員からお願いします。

比良委員：5月はまず伊集院小学校及び妙円寺小学校の運動会がありました。

どちらも中規模、大規模な運動会でした。5月開催ということでしたが、小学1年生も非常によく指導がなされていて、入場から競技まで良くできていると思いました。

各校、それを目標にして、団体訓練等の指導の効果ができているという気がいたしました。

どちらの学校もPTAの方々の協力、それから親子リレーなどもありましたけれども、たくさんの保護者の方が出られて、地域と一体となった学校運営がなされていて、とてもよかったと思います。

児童達の競技役員などの指導もきちんとできていたと思います。

それから、市教委の学校訪問が、東市来中、吉利小、それから合同訪問が伊集院北中でありました。

大規模校から小規模校まで、どこの学校も落ち着いた状況で授業がなされておりました。

特に東市来中の場合、特に英語科の成績が良いということで授業を見ましたけれども、英語科の先生の英語を使った授業がなされていて良かったと思いました。

それから、吉利小は少人数で、複式等がありましたけれども、先生方は非常によく頑張っていると思います。

どこの学校も学力向上に向けて、伊集院北小の場合は基礎タイムであるとか、いろんな学力を付ける時間を短い時間ではありますけれどもきちんと取って、良く努力しておられたと思います。

もう一つは、伊集院地区青少年育成会議というのが6月10日(水)にありました。各組織団体の長の方が集まった青少年育成の会でしたけれども、共通理解を図るということで、前の課長で伊集院北中の片平校長先生から、子ども支援センター等の仕組みや場所の説明がありまして、各団体の方にそういう措置がなされているということが説明されて良かったと思います。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。折田委員お願いします。

折田委員：私の方も3点ほど報告したいと思います。

まず5月の末は、伊作小学校の運動会に行っていました。入学して新学期が始まってすぐの開催ということで、学校側が非常に大変なのだろうと思いましたが、とても素晴らしい運動会でした。開会式は雨も危ぶまれたのですが、雨を吹き飛ばすぐらいの元気さで、開会式の子どもたちの声であるとか、行進の力強さや歌、先生方のきびきびした動きであるとか、大変素晴らしい運動会だったと思います。後で、先生方に聞いたところによると、やはり、学校としては大変だが、上級生は上級生らしく、新1年生は運動会で競技することによって自信が付いてくるので、5月開催も良いですということも言われていました。本当に素晴らしい運動会でした。

そして、学校訪問もたくさんございました。伊作小学校の方の話を少ししたいと思います。

伊作小学校は、改築に向けてプレハブ校舎の建設が始まっています。聞いたところによるとPTAなどもPTA新聞でこの校舎に感謝の気持ちを込めて、特集を組もうとか、改築に向けた様々な取り組みをしているとお聞きします。

今までお世話になった校舎に感謝して過ごそうという風に学校も一丸となってやっていて、また伊作小学校の先生方も本当に一生懸命されている姿が印象的でした。

そして、最後に昨日のことですけれども、吹上地域では恒例となりました管理職の先生方の歓迎会がございまして、私も参加をさせていただきました。

教育長先生が最初のあいさつのなかで、吹上地域といえば日新公を柱に据えた教育を広げていかないといけないとお話をされましたが、どこの学校もそういった取り組みをしているというお話を教頭先生方からも伺いました。

このような意見交換会があって、小学校から中学校、高校の先生、そして行政まで語らう場があるというのは大変素晴らしいことだと思って私も参加をさせていただきました。以上です。

内村委員長：ありがとうございます。中島委員お願いします。

中島委員：両委員のお話のとおり、私の方も市教委の学校訪問に参加させていただきました。

中でも吉利小、子どもたちがのびのびと伝統を重んじる部分のなかで授業を受けているなと感じました。

新聞の表現力などをものすごく重視しているなと思いました。今日の新聞記事から自分の記事を選んでその評価を子どもたちがしているということからも、表現力であり、読解力であり、そういった部分にすごく力を入れていると感じたところでございました。

先ほどの折田委員の報告にもありましたが、先の6月22日（月）の広場の中にも伊作小の6年生の子どもの文が掲載されておりました。

この6年間のなかで様々な動きがあったことを表現していたということがこの文を読んでPTAを含めて色々な活動をしていたのだと思ったところでした。

なかなか他の学校に行く機会というのは少ないのですが、そういったなかでも自分自身も感銘を受けた部分があって、また紹介する機会があれば、次に生かしていきたいと思うところでございました。

地域の方では、6月18日(木)に地区の夏祭りに向けた委員会がありました。それに出席させていただきました。

去年は雨で実施することができずに、何とか今年は盛大に行こうということで、小学生、中学生の子どもたちを招いた吹奏楽であったり、そういった場を設けようということで話を進めているところです。以上です。

内村委員長：ありがとうございます。

私の方も、今先生方がおっしゃったように、運動会、学校訪問等をさせていただきました。

伊集院小の861名の学校から、吉利小の33名の学校まで、いろいろな小規模校から大規模校、複式、とありましたけれども、先生方がそれぞれの学校で一生懸命子どものために誠心誠意子どもの学力、道徳を含めて一生懸命頑張っている姿を見て、安心いたしました。

また、6月12日(金)は吉利小学校の方でへき地教育の研修会ということで、複式の授業でしたが、4月に入ったばかりの子が2カ月たたないうちにすらすら本を読めるようになるということで、最初、本読みの発表がありました。本当にすらすらと読めるようになり、子どもたちの力、そして発表のために全部の先生たちが協力をして、前日から遅くまで準備をしているのをお聞きしまして、安心いたしました。

それから、日吉地域では6月7日(日)に「せつぺとべ」がありましたけれども、これも8つの自治公民館の中で出るのですが、女の子が小学生、中学生、高校生と参加しまして、男女の垣根を越えて、地域の伝統芸能を維持するという意気込みが感じられて、教育委員会にあります「夢をもち あしたをひらく 人づくり」といいますけれども、地域を含めて子どもたちが成長しているなと思ひまして安心し、これから温かく見守っていきたいと思ひました。私からは以上です。教育長お願いします。

田代教育長：第1点は、10周年記念式典ありがとうございました。ジュニアオーケストラがオープニングで演奏してくださってほっといたしました。

次に、本当は土曜日だったのですが、5月24日（日）は住吉ホテルの夕べがありました。

なかなかホテルがいなくて、当日は、ホテルの成虫を買ってきて放して飛ばしまして、今年はカワニナの放流も行って、子どもたちが大変喜んでおりました。

28日（木）は、南九州のB & Gの会に行つてまいりました。

B & Gの温水プールは全国の利用者の中で10位という大変素晴らしい成績であります。平成19年度の直営時には5万人ほど来ていて、今では、7万人を当時から超えてよく頑張ってくれていると思います。今度修理をするのにお金を貰うのですが、非常に大きな影響をもたらしてくれればありがたいと思っています。

それから5月29日（金）、伊集院地域の特別支援教育育成会の件で新聞に載ったことを御存じだと思つたのですが、自治会から今まで負担金（100円）もらっていました、見直しを1カ月くらいかけてしていただいて、結論的にはもう負担金はもらわない、それと社会福祉協議会から4万いくらか補助金があるので、それと自分たちの保護者に返しておいて運営をして、教育委員会は出来るだけ努力をするということで、それだけで必要な行事を組み込んでいく。ということで今年一年間組織も見直して、これから本当にどうあるべきかということも検討していくということで会員の皆様方もたくさん来ておられましたが、うまい具合に了承されまして、新しいスタートが切れたところでした。

それからもう一つは、あまり詳しく言えないものですが、6月3日（水）から教科用図書の中学校の採択協議会の活動が始まっております。また委員の皆様には時期を見てお教えしなければならない日が来ると思います。

それから6月6日（土）は、伊集院駅の北口がオープンいたしました。こちらから降りられるようになりましたので、伊集院高校生は大変便利になったと思います。

それから、6月7日（日）は「せつぺとべ」でした。内村委員長がおっしゃったとおり、踊りもですが、子どもたちが1カ月近く夜遅くまで練習をして、踊っている子供の数よりまわりの大人の方が

多いという地域の中で、大人が子供たちを教えられて育てられているということは非常に素晴らしいと思います。伝統芸能を継承していく上で、そういった伝統を生かしながら、子どもたちも育っているということを実感しています。私も去年と今年で8地区全部激励に参りました。昼間の踊りだけ見てもあまり感じないのですが、やはり激励会に行って良かったと思いました。大変素晴らしいものでした。

最後に6月8日(月)は、ダイードリンコがMBCと伊作太鼓踊りの練習のところから発表するまでの間を、MBCが長い時間をかけて編集して、その放送が近日放映されるということで、その挨拶に参りました。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

#### 4 議事

##### 報告第4号：日置市子ども支援センター運営委員会委員の委嘱について

内村委員長：それでは、議事に入ります。まず、報告第4号 日置市子ども支援センター運営委員会委員の委嘱について、ページは1ページでございます。説明をお願いします。

豊永課長：1ページ目をご覧ください。報告第4号です。

##### 日置市子ども支援センター運営委員会委員の委嘱について

日置市子ども支援センター運営委員会委員について、臨時に代理し別紙のとおり委嘱したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告いたします。別紙をご覧ください。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

いま、子ども支援センター運営委員会委員の委嘱について別紙の1番から13番まで説明がございました。

これについて何かご意見ご質問ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第4号日置市子ども支援センター運営委員会委員の委嘱については承認いたしました。



【報告第4号 承認】

報告第5号 日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会委員の委嘱について

内村委員長：続きまして、報告第5号日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

松田課長：報告第5号でございますが、日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会委員の委嘱について、臨時に代理し別紙のとおり委嘱しましたので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

この委嘱につきましては、日吉の再編準備検討委員会において、人事異動や、PTA、地区公民館の役員改選におけるもので、4ページに記載してある17名に対し委嘱を行ったものでございます。

任期としましては平成27年5月26日（火）から、学校再編の検討に関する事項が終了するまでということで委嘱をしてございます。

このページにつきまして、2点ほど間違いがございましたので別紙で差し替えを付けています。お手数ですが、差し替えてくださいますようお願いいたします。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

いま、報告第5号 日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会委員の委嘱について別紙のとおり説明がございました。

これについて何かご意見等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

内村委員長：異議がないようですので、報告第5号 日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会委員の委嘱については承認いたしました。

【報告第5号 承認】

報告第6号 日置市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

内村委員長：続きまして、報告第6号日置市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

松田課長：報告第6号でございますが、日置市立学校給食センター運営委員会委員につきまして、臨時に代理し別紙のとおり委嘱しました

ので、日置市教育委員会の行政組織に関する規則第 24 号第 2 項の規定によりこれを報告するものであります。

同委員の任期は平成 27 年 5 月末をもちまして期間が満了することから、新たに平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの委員を委嘱するものであります。この委嘱に当たっては男女共同参画の観点から女性の参加の機会を増やすため、給食センターについては今年 4 月の定例教育委員会で議案としました、学校給食センター管理運営規則の一部を改正いたしました。改正した内容につきましては、対象校の P T A 会長としていたものを、P T A 会長または副会長と改正したところでございます。

このことによりまして、P T A 副会長から選任されていた方が今回多くございました。

新しい委員については次の 6 ページから 8 ページに各センターごとに記載をされております。6 ページは東市来でございますが、委員 18 名中 10 名が交替をされまして、女性委員は今回は 4 名ということで、前回と変わらずということでございました。

次の 7 ページは伊集院の給食センターでございますが、22 名中 15 名が今回交替をされました。以前は 3 名の女性委員だったものが今回は 8 名ということで 5 名増となりました。

それから次の 8 ページでございますが、日置南学校給食センター、25 名の運営委員でございますが、この中で 18 名が交替ということでございました。

去年は 3 名の女性委員であったものが 8 名ということでこれも 5 名の増となっております。以上でございます。

内村委員長：ありがとうございました。

事務局から、日置市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱ということで、東市来、伊集院、日置南の給食センターの委員の説明がございました。

これについて何かご意見ご質問等ありませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第 6 号日置市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱については承認いたしました。

【報告第6号 承認】

報告第7号 日置市立学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申について

内村委員長：続きまして、報告第7号日置市立学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申について、説明をお願いします。

松田課長：報告第7号でございます。

日置市立学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申につきまして、日置市学校設置条例の一部を改正することについて意見を求められ、臨時に代理し別紙のとおり回答したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

このことにつきましては、扇尾小学校を廃止するため学校設置条例の一部改正議案を6月定例議会に提案することにつきまして市長から教育長に意見を求められたものでございます。

原案通り同意する旨回答したものでございます。

この扇尾小学校廃止に関する議案につきましては、6月11日の本会議におきまして可決されましたのでご報告申し上げます。

資料は13ページまででございます。ご覧いただきたいと思っております。

内村委員長：いま、日置市立学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申ということで説明がございました。

日置市立扇尾小学校を廃止するための一部改正ということでございます。

これについては6月11日の本会議において可決されたという説明もございました。

これについてご意見ご質問ありませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第7号日置市立学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申については承認いたしました。

【報告第7号 承認】

報告第8号 平成27年度日置市一般会計補正予算(第1号)に係る市長への意見具申について

内村委員長: 続きまして、報告第8号平成27年度日置市一般会計補正予算(第1号)に係る市長への意見具申について説明をお願いします。

松田課長: 報告第8号でございます。平成27年度日置市一般会計補正予算(第1号)に係る市長への意見具申につきまして、このことについて、市長から意見を求められ、臨時に代理し別紙のとおり回答いたしましたので、日置市教育委員会の行政組織に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものといたします。

この6月補正予算につきましては、16ページの原案のとおり申したものでございますが、主な補正内容につきましては重要なものだけ説明をしております。23ページをご覧ください。

23ページの10款の教育費というのがございますが、1項目から6項目、教育総務課から保健体育費とございます。この教育費の総額が39,098千円今回補正予算を増額して、補正後の予算額を2,260,970千円ということでございます。

次に41ページをお開きください。補正の内容を説明をいたしますが、事務局費につきましては説明を省略いたします。

41ページの上の方、10款1項1目教育委員会費でございますが、旅費といたしまして費用弁償と普通旅費を増額いたしまして、365千円の総額としております。これは7月9日から10日まで沖縄の方で開催されます九州地区市町村教育委員会委員の研修大会がございしますのでこの旅費を増額したものでございます。下の方の19節の負担金、補助及び交付金につきましてはこの大会における負担金ということで、1名当たり6千円ということで、36千円を増額したものでございます。

43ページでございますが、10款2項1目の学校管理費、11節になります。

需用費の施設維持修繕料、この中で吉利小学校の1,2年生が複式学級になりましたことから、教室の改修ということで619千円の補正増額をしたものであります。

それから、下の方に見えております3目、学校建設費の需用費でございますが、次の44ページの上の方になります。

当初、消耗品費で仮設校舎の確認申請用の証紙代を組んでいるのですが、指導によりまして12節の役務費に組み替えてくださいということで、今回の補正で組み替えているところでございます。

教育総務課につきましては以上でございます。次に社会教育課の方から説明をお願いします。

平地課長: それでは、社会教育課関係についてご説明をさせていただきます。

社会教育費では合計で19,377千円の増額計上をしました。

保健体育費では給食センター費を除き1,173千円の減額計上をしました。

それでは、6月の補正予算案の説明資料にもとづき説明を申し上げます。

45ページになりますが、給料と事務局費については人事異動に伴う補正でありますので省略をさせていただきます。46ページになります。

10款5項3目の図書館費ですがこのページも省略をします。

それから、47ページになります。3目図書館費の続きとなりますが、これは人件費になるのですが図書館費については人事異動に伴う職員の減により臨時職員1名を雇用するための増額であります。

それから、10款5項4目の文化振興費では15節の工事請負費の伊集院文化会館舞台照明器材取替工事、13,724千円を18節の備品購入費へ組換をすることによる減額であります。文化財費については人件費ですので省略をいたします。

48ページの一番下の段になります。19節の負担金、補助及び交付金3,834千円の増額計上をいたしました。これは東市来にあります、稲荷神社国指定文化財ヤッコソウ発生地の保護を行うための再生事業に対して補助を行うものであります。

10款6項1目の保健体育総務費につきましては人事異動に伴う補正ですので省略いたします。

それから最後になりますが、39ページをお開きください。

20 款 4 項 4 目の雑入は 2 節雇用保険料（図書館）の 4 千円増額については、中央図書館臨時職員 1 人の増に伴うものであります。以上で説明を終わります。

内村委員長：ありがとうございました。

いま、松田課長と平地課長の方から説明がありましたが、この補正予算の中で何か質問はございませんでしょうか。

それでは、私から 2 点ほどよろしいでしょうか。

先ほどの平地課長の話の中でヤッコソウ発生地への保護による再生事業ということですが、こういったことをするのですか。

平地課長：これについては、東市来支所の方でやっているのですが、稲荷神社の方にヤッコソウの発生地があるのですが、そこが今回、少し危険な状態ということで、詳しいことは東市来支所の福山課長の方から説明があります。

福山課長：この予算説明資料がどうもわかりづらくなっておりまして、後もってまた資料を差し上げます。

田代教育長：どんな工事をするかが気になるのですが。

福山課長：カラーで資料がございますので、口頭で説明して、後ほど資料を差し上げます。

まず、東市来湯田の稲荷神社は、大正 11 年 3 月にヤッコソウの発生地が国指定の天然記念物となりました。これは稲荷神社の北側上にございます。

ここが、7、8メートルの崖になっておりまして、それが昨年度の大雨で崩落いたしました。全部ではないのですが、岩が 3 個ほど大雨のたびに崩落をしているということで、このままではヤッコソウ発生地が壊れてしまうということで、国の補助事業であります、国宝重要文化財等保存整備費補助金ということで、この国の補助事業の認定を受けまして、6 月補正で追加をしたものでございます。

事業自体は宗教法人稲荷神社でございまして、総事業費が 12,087 千円、うち国庫補助金が 6,043 千円、県が 397 千円。

日置市が 3,834 千円。これは、事業主体が 15%ということで、宗教法人稲荷神社の方で 15%の 1,813 千円を差し引いた残りを日置市で負担するというものでございます。

この工事については、委託費、工事費とありますので後もって資料を掲載したいと思います。稲荷神社の崩落現場もカラーで掲載してございますので、後もって資料を掲載したいと思います。以上でございます。

内村委員長：はい。詳しい説明ありがとうございました。

ヤッコソウというのも国の天然記念物ですから、早めに対応していただければと思います。他ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第8号平成27年度日置市一般会計補正予算(第1号)に係る市長への意見具申については、承認いたしました。

#### 【報告第8号 承認】

#### 報告第9号 日置市スポーツ推進委員の任命について

内村委員長：続きまして、報告第9号日置市スポーツ推進委員の任命について説明をお願いいたします。

平地課長：報告第9号です。日置市スポーツ推進委員の任命について、臨時に代理し別紙のとおり任命したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

委員の資料については、次のページに記載してありますのでご覧いただきたいと思います。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今説明がございました、日置市スポーツ推進委員の任命については、52ページに資料がございます。

小園勇作さんという方がスポーツ推進委員ということです。これについて質問、異議等はございませんか。

福山課長：質問はございませんが、この方は東市来のスポーツ推進委員でございまして、33歳まで陸上部に所属しておりまして、いろいろな東市来地域の運動会などに協力いただいております、5月までで辞められました今田さんの後任として、途中からではございますが、こちらから任命させていただきました。よろしく申し上げます。

内村委員長：ありがとうございました。

異議がないようですので、報告第9号日置市スポーツ推進委員の任命については、承認いたしました。

【報告第9号 承認】

議案第5号 日置市奨学生選考の採用の決定等について

内村委員長：続きまして、議案第5号日置市奨学生選考の採用の決定等について説明をお願いします。

馬場係長：議案第5号平成27年度日置市奨学生選考委員の採用の決定についてでございます。

日置市奨学資金貸付基金条例第3条第1項の規定により、奨学生の採用を決定する。

提案理由といたしましては、平成27年度日置市奨学資金の貸付等について、日置市奨学生選考委員会（平成27年6月5日開催）より答申を受けたことから、日置市奨学資金貸付基金施行規則第3条第1項に基づき提案するものでございます。

次のページに、日置市奨学生選考委員会の委員長からの答申を受けた内容が書いてございます。

55ページの方は、今回審査された4名の方についての一覧でございます。概要の説明を申し上げます。

奨学生の決定者が番号1～3までの方になります。

1番目の方は高校1年生でございまして、学業成績は平均3.6で滞納の有無がないということで、この方、家計の経済的な理由で今回申請をされたということでございます。

2番目の方も高校生で、この方は高校2年生ということです。5段階評価は3.8の成績でございました。滞納がなく、この方も1番目の方同様経済的な理由により申請をされたということです。

3番目の方は大学生でございまして、現在大学3年ということです。学業成績は「優」が24、「良」が19、「可」が11、ということでございました。滞納の有無は無しということでございまして、この方も同じく、経済的な理由により申請したということでございます。



4番目の方ですが、猶予の決定でございました。

大学生でございまして、途中で大学を退学されてございます。退学ということでございますので、猶予の理由といたしましては、「退学後、安定した職についていない。現在、公務員を目指して学業に専念しているので、その間猶予をしていただきたい」ということでした。

最後の方は600千円の貸付を高校時代から大学生に至るまで行っております。

1年間の猶予を見させていただきまして、また就職後になるのですが、返還の手続きをしていくということでございます。

いずれの方についても、採用、若しくは猶予件についてということで報告をいただいたところでございます。以上で説明を終わります。

内村委員長：ありがとうございます。

今、4名の方の選考委員の審査結果の説明がございました。

これについて、ご意見、ご質問等ありませんか。

比良委員：奨学生は1年間の貸出期間になるのですか。

馬場係長：例えば1番目の方は高校1年生でございますが、高校を卒業するまでの期間となります。

留年などをした場合は、その留年した期間は利用できません。

比良委員：例えば2番目の方は高校2年生になってから申請をしたということですか。

馬場係長：はい。そういうこととなります。

比良委員：分かりました。

内村委員長：他に質問はありませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第5号日置市奨学生選考の採用の決定等については、原案どおり可決のことといたします。

**【議案第5号 可決】**

議案第6号 日置市ふれあい教室設置要綱の制定について

内村委員長：続きまして、議案第6号日置市ふれあい教室設置要綱の制定について、ページは57ページでございます。説明をお願いします。

豊永課長：それでは、議案第6号日置市ふれあい教室設置要綱の制定について説明します。よろしくをお願いします。

提案理由でございますが、ふれあい教室の設置に伴い、日置市ふれあい教室設置要綱を制定したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3項の規定により提案するものであります。別紙をご覧ください。

設置、業務、開設意図、対象児童生徒、指導員、申請、報告、学籍等、災害、その他施行期日まで記載してあります。

様式におきましても、4号まで出ておりますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

内村委員長：ありがとうございます。

ただいま、日置市ふれあい教室設置要綱の制定について説明がございました。

馬場係長：補足させていただきますがよろしいでしょうか。

内村委員長：お願いします。

馬場係長：こちらの方の要綱は、これまで要綱として制定はございましたが、例規上、要綱設置をされていないということがこの前発覚をしたので、正規に例規の方で登録をしなければならないということから、今回提案をさせていただきました。以上です。

内村委員長：ありがとうございます。

いま、馬場係長の方から補足で説明がございまして、現在までふれあい教室は行っていたが、今回正式に要綱を設置するということで説明がございました。これについてご質問ございませんか。

折田委員：今現在もふれあい教室がなされているわけですね。

現在の子どもたちの参加状況を簡単に教えてください。

豊永課長：今現在資料がないので、次回説明させていただきます。

内村委員長：今、折田委員からありました、現在の参加状況については、また次回説明があるということです。

他に何かありませんか。

比良委員:このふれあい教室は伊集院地区公民館の2階を使っているのですか。

内村委員長:今、設置場所はどこかという質問がありましたが、伊集院地区公民館の2階ということです。

田代教育長:今のところ、だんだん増えていっている感じですが、10名まではいかないです。5、6名という感じです。

内村委員長:ありがとうございました。

折田委員:対象の子どもが不登校であったり、障がいを持つ子供であったりするわけですが、今設置してあるのが伊集院だけということで、もし成果が出れば、吹上などそれぞれの地域にもあればいいのではないかと思います。

内村委員長:はい。そういったご指摘もありましたが、また参加状況を見ながら広げていってほしいというご意見がございました。他はございませんか。

(異議なし)

内村委員長:異議がないようですので、議案第6号日置市ふれあい教室設置要綱の制定については、原案のとおり可決のことといたします。

【議案第6号 可決】

#### 議案第7号 日置市放課後等における過ごし方検討委員会設置要綱の制定について

内村委員長:続きまして、議案第7号日置市放課後等における過ごし方検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

馬場係長:議案第7号日置市放課後等における過ごし方検討委員会設置要綱の制定についてでございます。

日置市児童の放課後等の過ごし方検討委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

提案理由といたしましては、放課後対策における検討を行うため、日置市児童の放課後等過ごし方検討委員会要綱を制定したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により提案するものでございます。

次のページから要綱の内容が記載されておりますが、まずこちらの要綱を設置するに至った経緯を少し説明させていただきたいと思っております。

今年度より施行されております、子ども子育て支援新制度の中におきまして、「放課後子ども総合プラン」というものが通知をされました。

こちらの通知なのですが、文科省と厚労省の連名通知でございます。国においては、全ての学校（全国2万ヶ所）に文科省所管事業である放課後教室を設置するという数値目標が掲げられました。

本市では、こうしたこともありまして、日置市の子ども・子育て支援事業計画、それから第2期教育振興基本計画で、放課後子ども教室の設置について検討をするということで、計画を策定させていただいたところであります。

今回、その放課後子ども教室について協議をするために検討委員会要綱を制定するものでございます。

66 ページの要綱の内容を説明させていただきます。

第1条の設置でございます。

日置市内の児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう検討するため、日置市児童放課後等における過ごし方検討委員会を設置するということでございます。

所掌事項といたしましては、1つめに児童の放課後等の過ごし方の調査及び研究に関すること。2つめに放課後子ども教室の在り方に関すること。

3つめに前2号に掲げるもののほか、児童の放課後等の安全・安心で多様な体験活動の過ごし方に関して必要な事項ということで書かれております。

組織ですが、保育所の代表のほか、関係者の代表者からなる15名の委員の方々から組織する委員の数でございます。

任期は2年ということでございます。

庶務は第7条のところですが、委員会の庶務は、教育総務課において処理をするということでございます。

施行期日ですが、7月1日からということで考えているところでございます。

こちらの検討委員会なのですが、スケジュールといたしましては、8月に第1回を行い、その第1回の検討委員会の内容の中で、ニーズ調査についての説明を各学校の保護者に対して行う予定でございます。

その後、ニーズ調査をした結果を分析評価をいたしまして、その結果をまた検討委員会の方で意見をいただきまして、実施が可能な校区、可能でない校区というものを放課後子ども教室の、日置市における子ども子育て支援事業計画の中で数値目標がそれぞれ掲げておりますので、そこと照らし合わせて、修正が必要な場合はその計画の修正を含めまして協議をしていくということで考えております。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

いま、日置市児童の放課後等における過ごし方検討委員会設置要綱制定についてということで説明がありました。これについて皆さまからご意見ご質問ありませんか。

中島委員：これは検討委員会ということで、詳しい内容についてはこれからになると思うのですが、具体案であるとか、例えば、中心の伊集院に置くのか、それとも各町に置くのか、それについての今後の見通しはどうなっているのですか。

馬場係長：具体的には、日置市全体ということで考えているところです。

最終的に、例えば東市来のある校区でニーズが非常に大きいということになれば、その中で放課後児童クラブを利用している利用者もいますので、そこでも十分足りないとした場合については、各地域の方で協議していただく必要があると考えております。全体のニーズをこの委員会でつかんで、必要な校区を明確にしていくということです。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

折田委員：すみません。今現在の放課後クラブについてですが、クラブとはまた別なものとなって、それで想定されるのは放課後子ども教室は各学校に設置されるということになるのですか。

馬場係長：放課後子ども教室は、放課後子どもクラブとは確かに文科省所管と厚労省所管とで違うのですが、放課後子ども総合プランという連名で、文科省と厚労省の通知で出された中では、お互い放課後対策という事業の面ですので、同じ視点で放課後対策に取り組むという趣旨でございます。

事業は違うのですが、視点としては放課後対策なので同じ視点で行っていくということです。

今日置市内で14の放課後児童クラブがございます。ここの14では足りない地域も出てきているのではないかと思います。そこを明確にさせていただいた中で、もし放課後児童クラブを行っている事業所が手広くやりたいという意向があれば、そこをお願いをしていくこともあると思います。

ただ、今の保育事業で手一杯といった場合には、地域にお願いして放課後児童クラブ、放課後子ども教室をやらなければいけないのではないかと今後検討していくということになるかと思えます。

内村委員長：今のご質問は、放課後対策で、現在のクラブとは別個なのかということや、各学校の中に行くのかというご質問でしたが、現在、14日置市内にクラブがあるということでしたが、ニーズの結果、足りない部分を寄与するのか、また別途に検討していくのかという流れで進んでいると説明がございました。

馬場係長：すみません。追加で、文科省の方と厚労省の方で2万ヶ所設置をすると言った中の半分の1万ヶ所については、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に行っていただきたいというような数値目標もございます。

今ある14の事業所と、例えば、伊集院小学校が清光保育園をやっているのですが、そのところで放課後子ども教室と児童クラブを一体的に各市町村の方でやってほしいというような数値目標が掲げられておりますが、市町村の中ではニーズ的にも無いところもございますので、そこを今回のニーズ調査の中で把握させていただいて、必要がなければ、ここの地域はそういったニーズがないということで、国の方にも報告ができるのではないかと考えております。

前提として、放課後子ども教室を全て設置するわけではないということ。ニーズに合わせて場所を検討していく方向でございます。

内村委員長：ありがとうございました。

比良委員：すみません。今放課後児童クラブ事業というのがあるのですが、それはどこから、補助が出ているのですか。また、今後できる校区については、校内で行うにしても教育委員会から補助は出るのでしょうか。

馬場係長：放課後児童クラブに関しましては、財源は消費税でございます。こちらの方は厚労省を通じて小さいクラブで100万円当たりの補助をいただけるような仕組みになっております。

大きいところでいえば300万ほどの金額が補助されるということになります。

ただ、半分が保護者負担になりますので、その分だけ保護者に返していただかないといけないということになっております。

一方、子ども教室に関しましては、3分の2が国と県が補助をしていただけます。ただ、県を通じて補助をされますので、県の方は上限を設定しまして、1教室辺り20万円しか交付されません。

したがって、放課後児童クラブが100万単位で交付をされているのですが、教室の方は20万円しか交付をされないということがありますので、教室を実際にやるとしても3年間で日数はそこまで多くはない日数になるのではと思います。

後は、放課後児童クラブとうまく連携しながらやっていかないといけないと考えております。

田代教育長：放課後児童クラブでの運営は毎日でないといけないとか、子ども教室の方は週3回にするとか、違いを作らないといけない。児童クラブに行っている子供も子ども教室の方に参加して、時間が余ったら児童クラブに帰るようにしても良いのではと思います。

ニーズ調査でどういう結果が出るのかだと思います。二人とも働いているから児童クラブにまずは預けたいという意見もありますし、その間、教室があれば子ども教室にも参加をさせたいという親も出てくるかだと思います。

内村委員長：いろいろとご意見ありがとうございました。

8月に第1回のニーズ調査を行うようですので、その結果を分析してもらいまして今後検討してもらいたいと思います。

議案第7号日置市児童の放課後等における過ごし方検討委員会設置要綱の制定については意義ありませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、可決といたします。

【議案第7号 可決】

議案第8号 日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

内村委員長：続きまして、議案第8号日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

馬場係長：日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてでございます。

日置市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成17年日置市教育委員会規則第2号の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしましては、先ほどの日置市児童の放課後等における過ごし方検討委員会を日置市教育委員会の附属機関として位置付けるため、規則を改正したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により提案するものでございます。

70ページからは改正規則の内容が書かれております。

71ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。この一番下に、先ほどの日置児童の放課後等における過ごし方検討委員会を位置付けるということでございます。

先ほども申しましたが、放課後対策については、教育振興基本計画に位置付けられている一施策でございますので、その実現を明確化するために、附属機関として検討委員会を位置付けるということでございます。以上です。よろしく申し上げます。

内村委員長：ありがとうございました。



いま、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について説明がありました。これについてご意見ご質問等ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第8号日置市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正については原案のとおり可決のことといたします。

【議案第8号 可決】

議案第9号 日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

内村委員長：続きまして、議案第9号 日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について説明をお願いします。

横枕補佐：議案第9号でございます。

日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてでございます。

日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成19年日置市教育委員会告示第15号)の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしましては、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日付文部大臣裁定)の一部改正により、日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により提案するものでございます。次のページをお開きください。

改正内容がこちらに書いてございます。別紙で、表を入れた関係で字が小さくなってしまいましたが、概要といたしましては、この補助金は私立幼稚園に在籍の幼稚園児の保護者を対象に、保護者が支払う入園料、保育料の負担を軽減するとともに、幼児教育の振興と充実を図るためのものです。今回の改正につきましては、文部科学省が幼児教育を段階的無償化に向けた取り組みとしまして、保護者負担の軽減を図るものです。表の中に1、2ほどグレーの部分があると思います。一人目のところを見ていただきますと、改正前が、

昨年度までが 199 千円、今回改正後が 272 千円、差が 72 千円の増になっております。

右側に実質保護者負担がありますが、これにつきましては、改正前が年間 108 千円、今年からは 36 千円です。71 千円保護者の負担が軽減するようになっております。

その引かれる単位の非課税についても年間で 37 千円です。

次が所得割の非課税単位ですが、均等割も入れています。その次の市町村民所得割もかかっていますが、所得割は非課税の方について軽減するものでございます。

金額につきましては、均等割の非課税単位と同額でございます。2面をお開きください。

新条件としまして、小学校3年生までの子どもがいる世帯についても軽減ができるようになりました。これにつきましては改正前が 253 千円、改正後が 290 千円、補助金の増額が 37 千円です。年間の保護者の負担金は 55 千円から 18 千円になって、37 千円の減額となっております。

所得割の非課税材についても同様のところ です。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

ただいま、日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正ということで説明がございました。

これについてご意見ご質問等ございませんか。

比良委員：国が改正をして、国の補助が変わってくるということですか。

横枕補佐：国が改正しまして、保護者に対する補助金の額が増えたことによりまして、保護者の負担が減るということになります。

ちなみにですが、2面の2ページの合計のところを見ていただきたいのですが、26年度につきましては410名に対しまして、額が56,142千円、今年的人数が一緒に410名、額が60,548千円です。4,000千円ほど補正をしたことになります。以上です。

内村委員長：初歩的なことで申し訳ないのですが、例の中の小学生3年までの世帯の中で、2人目、3人目とあるのですが、1人目というのはどういうことですか。

横枕補佐：小学校3年生までの子が1人目ということ です。

内村委員長：分かりました。

ということは3人目はお金が必要ということですね。

田代教育長：二人目で言うと、改正後が290千円ですよね。これは幼稚園の保育料が年間290千円ということですね。

横枕補佐：補助金の額が290千円です。308千円から290千円を引いた額が18千円です。

田代教育長：保育園によって保育料が違うわけですね。増えた分の保育料は保護者が負担しなくてはいけないのですよね。

横枕補佐：はい。

田代教育長：ここに書いてある額は補助が出るけど、それ以外については新たに出さなければいけないということですね。

保育園料が基準より低ければ出さなくていいということですね。分かりました。

内村委員長：これは、あくまでもこの幼稚園就園奨励費補助金単価というのは、1人当たりに対して、290千円の補助が出るということですか。

横枕補佐：その上限に補助金は入るということです。

内村委員長：それでは、308千円から引いた金額の18千円が保護者負担になるということですね。

横枕補佐：308千円がこの方の保育料だと思えばいいです。

内村委員長：今、大体園児が1人行けば年間でどれくらいになるのですか。

馬場係長：保育料の中に、給食費や、教材費などが入っているものですから、純粹に保育料とした場合、朝日ヶ丘幼稚園で25千円ぐらいだったと思います。

田代教育長：それは何人ですか。

馬場係長：一番下でございます。

田代教育長：ということは1人だったらずっと高いままですね。

馬場係長：私立幼稚園の場合は、保育料は一緒なのですが、保育園の場合は、所得に応じて金額が変わってきますので、所得の多いところは私立幼稚園に行かせた方が安くなる場合もあります。ただ、補助金をもらえなくなったりはするのですが。

内村委員長：分かりました。他に何かご意見ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第9号日置市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正については原案のとおり可決のことといたします。

【議案第9号 可決】

議案第10号 日置市スポーツ推進審議会委員の任命について

内村委員長：最後に、議案第10号日置市スポーツ推進審議会委員の任命について説明をお願いします。

平地課長：議案第10号です。日置市スポーツ推進審議会の任命について説明いたします。

日置市スポーツ推進審議会設置条例第3条第2項の規定により、別紙のとおり日置市スポーツ推進審議会委員に任命するものであります。

提案理由につきましては、役職の改選に伴い新たに日置市スポーツ推進審議委員を任命したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第15号の規定により提案するものでございます。

開いていただいて、94ページの別紙になります。

教職員の先生方の人事異動に伴う運営の変更でございます。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

ただいま、日置市スポーツ推進審議会委員の任命について説明がございました。

これについて何かご意見ご質問ありませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第10号 日置市スポーツ推進審議会委員の任命については原案のとおり可決のことといたします。

【議案第10号 可決】

**5 その他**


(事務局から行事説明等)

6 閉会

内村委員長：特にご意見等もございませんので、以上をもちまして、平成 27 年度 6 月の定例教育委員会を終わります。

皆様、ありがとうございました。

終了

署名委員 折田 智子 

署名委員 比良 信幸 